
**富士見市防犯カメラ等の設置及び運用に関する
基本方針**

**平成30年4月
富士見市**

目次

1. はじめに	1
(1) 基本方針策定の目的	1
(2) これまでの取組みと今後の取組み	1
(3) 「街頭防犯カメラ」と「施設監視カメラ」	2
2. 設置に係る基本方針	3
(1) 設置場所	3
(2) 撮影範囲	4
(3) 設置していることの表示	4
(4) 設置地域の周知	4
(5) 地域団体等による街頭防犯カメラの設置	4
(6) 防犯カメラ設置者への適正管理の啓発	4
3. 運用に係る基本方針	5
(1) 責任者等の設置	5
(2) 秘密の保持	5
(3) 撮影された画像等の取扱い	5
(4) 撮影された画像等の提供	6
(5) 問い合わせ・苦情等への対応	6
(6) 保守点検と撤去	6

1. はじめに

(1) 基本方針策定の目的

富士見市では、犯罪のない安全安心なまちづくりの実現に向けて、犯罪の抑止を目的として、市内に防犯カメラ等の設置を進めていきます。

防犯カメラ等については、犯罪発生を抑止効果が期待できるとともに、犯罪捜査等に役立つなど、事件や事故の早期解決に大きく寄与することが期待できることから、「富士見市第5次基本構想・後期基本計画」や「富士見市安全安心なまちづくり防犯推進計画」においても設置を進めていくことが計画されています。

一方で、公共空間に防犯カメラ等を設置することは、不特定多数の方を撮影することとなるため、防犯カメラ等の設置に当たっては、犯罪発生を抑止効果を高めるとともにプライバシーへの配慮が必要となります。

また、設置された防犯カメラ等により撮影された画像等についても、プライバシー保護の観点から厳格な管理運用を図る必要があることから、市では改めて防犯カメラ等に関する課題等を整理したうえで、市の防犯カメラ等の設置及び運用に関する考え方やルールを明らかにするため、この基本方針を策定しました。

(2) これまでの取組みと今後の取組み

現在、富士見市では市役所本庁舎等に施設の管理を主目的とした施設の監視カメラが設置されています。

このような施設の監視カメラによる撮影については、施設管理者の管理権限のもとに施設利用者の一定の権利の制限も可能であると考えられるものの、記録した画像等の厳格な管理運用が求められることから、平成27年度に関係課による協議のもとに策定した「富士見市防犯カメラ等の画像等の管理運用に関する要領」を平成28年4月1日から施行し、記録した画像等の厳格な管理運用を図っています。

今後、駅周辺の道路等の屋外の公共空間に、いわゆる街頭の防犯カメラの設置を進めるに当たっては、施設の監視カメラと設置目的や設置場所についての考え方が異なる部分も多いことから、屋内及び屋外に設置されるこれらのカメラの設置の目的や場所等について改めて整理し、設置や運用のルールを定める必要があるため、この基本方針で基本的なルールを定めることとします。

(3)「街頭防犯カメラ」と「施設監視カメラ」

防犯カメラ等については、防犯を主目的とした道路等の公共空間に設置される「街頭防犯カメラ」と犯罪発生を抑止等の目的を含むものの主に施設の管理を目的とした「施設監視カメラ」に大きく分けられます。ここでは、それぞれのカメラの設置目的等から、2つのカメラを整理しています。

【定 義】

① 街頭防犯カメラ

地域の防犯を主目的とした、施設の管理を目的としない屋外に設置されるカメラ

◇ 目 的：地域における犯罪の発生抑止／体感治安の向上／事件等の早期解決

◇ 場 所：道路等の屋外

② 施設監視カメラ

施設の維持管理を主目的に屋内又は屋外に設置されるカメラ

◇ 目 的：施設内での犯罪発生を抑止／施設の利用状況等の確認及び記録

◇ 場 所：施設内（屋内又は屋外）

「街頭防犯カメラ」及び「施設監視カメラ」を併せて「防犯カメラ等」と表記することとします。

【防犯カメラ等の設置主体について】

街頭防犯カメラ

主体	概 要
市	市が危険箇所に設置・管理運用
地域	地域団体等が地域の実情に合わせて設置・管理運用 (市は、地域の防犯対策支援として街頭防犯カメラ設置費を補助)

施設監視カメラ

主体	概 要
市	市が公共施設の適切な管理運営を図るため、設置・管理運用

2. 設置に係る基本方針

街頭防犯カメラと施設監視カメラは、設置の目的が異なるため、設置場所及び撮影範囲については、分けて考えるものとします。

(1) 設置場所

【街頭防犯カメラ】

街頭防犯カメラについては、地域における犯罪の発生抑止、体感治安の向上、事件等の早期解決を目的に設置するものであるため、街頭犯罪等の発生状況、不審者・声掛け事案等の発生状況等を勘案して設置地域や設置箇所を選定し、道路等の屋外に設置するものとします。

具体的な設置箇所については、東入間警察署等の協力のもと、通行人等が認知しやすく目立つ場所を選定することで、犯罪発生の抑止や体感治安の向上を図ります。

① 設置場所

道路等の屋外

② 設置箇所の選定

◇ 設置地域

- ・街頭犯罪等の発生状況、不審者・声掛け事案等の発生状況を勘案する

◇ 具体的な設置箇所

- ・東入間警察署等との協議
- ・幹線道路沿いや交差点等の人目につきやすいところ

※以上の要件から総合的に判断し、決定することとします。

※設置箇所付近の地域住民の合意形成が成されることを必須とします。

【施設監視カメラ】

① 設置場所

施設内（屋内又は屋外）

② 設置箇所の選定

施設の設置目的や利用状況、施設内での犯罪等の発生状況等に合せて施設管理者が選定するものとします。

(2) 撮影範囲

【街頭防犯カメラ】

撮影範囲は、地域における犯罪の発生抑止、体感治安の向上、事件等の早期解決のために必要な最小限の範囲とし、撮影される画像等にプライバシー性の高い住宅の内部等が映り込むことがないように配慮するなど、撮影範囲を調整するものとします。

ただし、やむを得ず個人のプライバシーに関わるものが常態的に映り込むような場合については、その部分にあらかじめマスキング加工等を施し、撮影できないよう配慮するものとします。

【施設監視カメラ】

撮影範囲は、設置目的の達成に必要な最小限の範囲とし、必要以上に撮影することがないように撮影範囲を調整するものとします。

(3) 設置していることの表示

街頭防犯カメラ及び施設監視カメラを設置するときは、通行人や施設の利用者等が見やすい場所にわかりやすく、カメラを設置していることを表示することとします。

(4) 設置地域の周知

街頭防犯カメラの設置に当たっては、プライバシー保護の観点からも、必要以上にカメラを設置することは避けるものとし、街頭防犯カメラの設置地域である旨を周知する対策を講じるものとします。

このように街頭防犯カメラによる撮影範囲内だけでなく、設置地域として効果を高めるよう努め、地域の防犯環境の整備を進めるものとします。

(5) 地域団体等による街頭防犯カメラの設置支援

地域の防犯環境の整備を推進するため、市は地域団体等が行う街頭防犯カメラの設置を補助金等により支援します。

(6) 防犯カメラ設置者への適正管理の啓発

地域団体等が街頭防犯カメラを設置する場合や、富士見市開発行為等指導要綱における大規模開発に伴う協議があった場合は適切な街頭防犯カメラの設置及び運用を促します。

3. 運用に係る基本方針

(1) 責任者等の設置

防犯カメラ等の画像等を適正に取扱うためには、各防犯カメラ等に責任者等を置き、厳格に運用することが必要です。そのため、市が防犯カメラ等を設置及び運用するに当たっては、必ず管理責任者と運用担当者を置くものとします。

① 管理責任者

防犯カメラ等の管理運用が正しく行われるよう、そのすべてを取りまとめるものとします。

② 運用担当者

管理責任者の指示のもと複数名で、防犯カメラ等の操作や画像等の管理運用を行うものとします。また、防犯カメラ等を操作した場合については、操作状況を記録し、管理責任者に報告するものとします。

(2) 秘密の保持

管理責任者や運用担当者は、撮影された画像等から知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らすことを禁じ、秘密を保持するものとします。管理責任者や運用担当者の変更となり、その立場でなくなった場合についても同様とします。

(3) 撮影された画像等の取扱い

情報の高度化及び複雑化が進む中で、撮影された画像等の電子データは複製や持ち出しが容易になっていることから、画像等の漏えいとなされない管理体制を整えることが大切です。そのため、撮影された画像等の取扱いに当たっては、次のルールを遵守することとします。

① 画像等の保護

画像等の記録装置又は記録媒体については、施錠できる場所に保管し、記録媒体一体型の防犯カメラ等については、施錠可能なケースで保護するなど、管理責任者等以外の者が外部へ持ち出しできないよう対策を講じるものとします。また、画像等を他の記録媒体へ複製し、又は送信する場合は、外部への漏えい等を防止するため、必要な措置をとるものとします。

② 画像等の保存期間

防犯カメラ等で記録された画像等の保存期間は、街頭防犯カメラについては原則7日間以内、施設監視カメラについては原則30日間以内としますが、特別な事情により、これを超えて画像等を保存する場合については、設置目的等に照らして必要最小限の範囲で別

に運用基準等を設けて運用するものとします。

③ 画像等の消去

保存期間が終了した画像等は、上書き又は初期化などにより確実に消去するものとします。また、画像記録装置や画像記録媒体を破棄する場合には、画像等を完全に消去し、復元できないよう処分するものとします。

④ 画像等の加工禁止

画像等は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存しないこととします。

(4) 撮影された画像等の提供

撮影された画像等については、次の場合を除き提供しないものとします。

① 法令等に基づく場合

I 裁判官が発する令状に基づく場合

II 捜査機関からの照会（刑事訴訟法第 197 条第 2 項）に基づく場合

III 弁護士会からの照会（弁護士法第 23 条の 2 第 2 項）に基づく場合

② 個人の生命、身体または財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

③ 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合

※ ③については、撮影された画像等に複数の者が映っている場合、その全員の同意を得るか本人以外をマスク加工した静止画による提供のみとします。

※ 画像等を提供する際には、相手方の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由、提供した画像等の内容を記録するものとします。

(5) 問い合わせ・苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラ等の設置及び運用に関する問い合わせや要望、苦情等を受けた場合、誠実かつ迅速に対応するものとします。

(6) 保守点検と撤去

① 保守点検

管理責任者は、防犯カメラ等に関わる機器を定期的に点検し、修理・修繕等を行うものとします。

② 撤去

管理責任者は、防犯カメラ等の運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去するものとします。

**富士見市防犯カメラ等の設置
及び運用に関する基本方針**

平成30年4月

発行 富士見市自治振興部安心安全課

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

電話 049-251-2711（代表）